



神高監第51-1号
令和3年3月29日

神石高原町議会議長 橋本輝久様
神石高原町長 入江嘉則様

神石高原町代表監査委員 橋本龍之

神石高原町監査委員 木野山孝志

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査の対象

保健福祉課

令和3年度神石高原町病院事業会計予算について

2 監査実施日

令和3年3月29日

3 監査の結果

令和3年度神石高原町病院事業会計予算

第4条(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,040千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

第4条()書中「不足額110,040千円」の損益勘定留保資金の確保に努力するとともに、適正な支出に努められたい。